
議題	審議テーマの決定
項目	基準諮問会議からのテーマ提言への対応

I. 本資料の目的

1. 2020 年 1 月 31 日に開催された第 424 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」に関する新規テーマの提言があった。本資料では、当該提言に関する当委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

II. 新規テーマの提言への対応

(基準諮問会議による提言の内容)

2. 2020 年 1 月 31 日に開催された第 424 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から受けた提言の内容は、本資料の別紙のとおりである。基準諮問会議での審議の対象となったテーマ提案及びそれに対する事務局提案については、審議資料(5) 参考資料に記載している。

(当委員会の対応方針(案))

3. 基準諮問会議の提言を尊重し、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について、当委員会の新規テーマとしてはどうか。

また、これまで報酬関係を取り扱ってきている¹実務対応専門委員会において対応することとしてはどうか。

¹ 実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」

実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」

審議事項(5)

ディスカッション・ポイント

上記の当委員会の対応方針（案）に同意するか。

以 上

(別紙)

2020年1月31日

企業会計基準委員会
委員長 小賀坂 敦 殿

基準諮問会議
議長 湯 浅 一 生

基準諮問会議 テーマに関する提言

I. 新規テーマの提言

基準諮問会議において審議した結果、以下の提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発について、貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

(提言の経緯)

1. 2019年12月11日に会社法の一部を改正する法律（以下「会社法改正法」）が公布されたことに伴い、法務省から同日に「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について新規テーマの提案がなされた。
2. 審議事項(1)-1 参考資料のとおり、基準諮問会議の事務局による検討の内容は以下のとおりであった。

当該報酬制度は、上場会社において取締役等への報酬等の支払手段として広く利用される可能性があることから、広範な影響があるものと考えられ、会計基準の開発に対するニーズが存在するものと考えられる。このため、本提案の取引について、企業会計基準において検討することが適切であると考えられる。

よって、提案された「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について、企業会計基準委員会の新規テーマとしてテーマ提言を行うことが適切であると考えられる。

3. 上記の基準諮問会議の事務局の検討の内容を踏まえ、基準諮問会議にお

審議事項(5)

いて審議を行った結果、新規テーマの提言を行うこととなった。

以 上